（記載例）

請求日　　年　月　日

（宛先）紀の川市長

施設等利用費請求書（償還払い用）

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費

【2026年10月～2026年12月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第３０条の１１第１項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。
なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1．申請者と認定子どもが、紀の川市内に居住していることを紀の川市が住民基本台帳で確認すること。
2．実際に利用していることを紀の川市が対象施設に確認すること。
3．利用料の支払い状況を紀の川市が対象施設に確認すること。
4．課税状況を紀の川市が確認すること。

1．施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ	キノカワ　タロウ	認定		〒 649-6492
氏　名	紀の川　太郎　印 ※償還払いの場合の振込先は申請者名義の口座です	続柄		電話：　0736-77-2511

施設等利用給付認定通知書に記載している認定保護者と同じ氏名を記載してください。

2．認定子ども(認定子どもごとに申請

施設等利用給付認定通知書に記載している認定種別（認定区分）・認定番号・認定子ども氏名を記載してください

法第30条の4の認定種別	☑ 第[illegible]	[illegible]	
生年月日	令和　4　年　4　月　2　日	フリガナ	キノカワ　イチロウ
請求期間中の住所 ☑ 現住所のとおり ☐ 転入した ☐ 転出した		氏　名	紀の川　一郎
上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入	年　月　日		

3．償還払いの振込先を記入して下さい

金融機関名					預金種目	☑ 普通	☐ 当座					
紀の川	銀行・信用金庫 農協・信用組合	打田	支店 出張所		口座番号	1	2	3	4	5	6	7
					口座名義(カタカナ)	キノカワ　タロウ						

※1　請求者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、委任状を提出してください。
※振込先に公金受取口座（マイナポータル内の事前登録された預貯金口座）が指定できます。

4．利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業を記入（複数記入可）

①	フリガナ		所在地	〒 649-6000 紀の川市 電話：	
	施設・事業名	○○ほいくえん			
	契約している利用料※2	☑ 月額　40,000　円	☐ 日額　　円	☐ 時間額　　円	
②	フリガナ		所在地	〒 649-6000 紀の川市 電話：	
	施設・事業名	○○サポート			
	契約している利用料※2	☐ 月額　　円	☐ 日額　　円	☑ 時間額　600　円	
③	フリガナ		所在地	〒 電話：	
	施設・事業名				
	契約している利用料※2	☐ 月額　　円	☐ 日額　　円	☐ 時間額　　円	

<裏面も記入して下さい>

5．認可外保育施設･一時預かり事業･病児保育･子育て援助活動支援事業の施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月日	認可外保育施設に支払った月額利用料（保育料）(a) ※2 ※3	一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業に支払った月額合計利用料 (b) ※3	支払額合計 (c=a+b)	月額上限額 (d) ※4	請求額 (cとdを比較して小さい方)
2019年10月	40,000 円	0 円	40,000 円	40,300 円	40,000 円
2019年11月	0 円	5,400 円	5,400 円	40,300 円	5,400 円
2019年12月	40,000 円	6,000 円	46,000 円	40,300 円	40,300 円
年　月	円	円	円	円	円

※2 利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期・後期など）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定して下さい。（10円未満の端数がある場合は切り捨て）

※3 上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類**（特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供書）**を添付して下さい。
また、子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した**活動報告書**も添付して下さい。

※4 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額40,300円、第3号認定の場合は45,700円です。
月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次の通りとなります。
・月途中で認定期間が終了する場合、
　または別の市町村へ転出する場合の限度額
　：40,300(45,700)円×　転出日までの日数÷その月の日数
・月途中で認定期間が開始される場合、
　または別の市町村から転入した場合の限度額
　：40,300(45,700)円×　転入先での認定日からの日数÷その月の日数